

令和8年矢板市議会定例会

第410回定例会議

# 議 案 書

令和8年6月

矢 板 市

令和8年矢板市議会定例会第410回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和8年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	・ ・ ・ ・ ・ P 1
議案第 2 号	矢板市市税条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P 2
議案第 3 号	矢板市都市計画税条例の一部改正について	・ ・ ・ ・ ・ P 21
議案第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ いて	・ ・ P 23
議案第 5 号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 24
議案第 6 号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 25
議案第 7 号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 26
議案第 8 号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 27
議案第 9 号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 28
議案第 10号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 29
議案第 11号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 30
議案第 12号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 31
議案第 13号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 32
議案第 14号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 33
議案第 15号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 34
議案第 16号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 35
議案第 17号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 36
議案第 18号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 37
議案第 19号	農業委員会委員の任命同意について	・ ・ ・ ・ ・ P 38
議案第 20号	工事請負契約の締結について	・ ・ ・ ・ ・ P 39
議案第 21号	市営土地改良事業について	・ ・ ・ ・ ・ P 40

議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第 2 号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告</p>

書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1

書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1

項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除

項第3号及び第36条の3の3第1項  
\_\_\_\_\_において同じ。)

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除

く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定

く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定

する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)

\_(合計所得金額が133万円以下であるものに限る\_\_\_\_\_。 ) の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、

\_\_\_\_\_合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。 ) の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親

を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初

族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項

は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等



年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円\_\_\_\_\_、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税

年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産\_\_の課税標準となるべき額が土地\_\_\_\_\_にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税

額控除)

第4条の4 平成22年度から令和25  
年度までの各年度分の個人の市民税に  
限り、所得割の納税義務者が前年分の  
所得税につき租税特別措置法第41条  
又は第41条の2の2の規定の適用を  
受けた場合（同法第41条第1項に規  
定する居住年が平成21年から令和1  
2年までの各年である場合に限る。）  
には、法附則第5条の4第5項（同条  
第7項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。）に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税義務  
者の第34条の3及び第34条の5の  
規定を適用した場合の所得割の額から  
控除する。

2 略

（寄附金税額控除における特例控除額  
の特例）

第4条の5 第34条の6の規定の適用  
を受ける市民税の所得割の納税義務者  
が、法第314条の7第11項第2号  
若しくは第3号に掲げる場合に該当す

額控除)

第4条の4 平成22年度から令和20  
年度までの各年度分の個人の市民税に  
限り、所得割の納税義務者が前年分の  
所得税につき租税特別措置法第41条  
又は第41条の2の2の規定の適用を  
受けた場合（同法第41条第1項に規  
定する居住年が平成21年から令和7  
年までの各年である場合に限る。）  
には、法附則第5条の4第5項（同条  
第7項の規定により読み替えて適用さ  
れる場合を含む。）に規定するところ  
により控除すべき額を、当該納税義務  
者の第34条の3及び第34条の5の  
規定を適用した場合の所得割の額から  
控除する。

2 略

（寄附金税額控除における特例控除額  
の特例）

第4条の5 第34条の6の規定の適用  
を受ける市民税の所得割の納税義務者  
が、法第314条の7第11項第2号  
若しくは第3号に掲げる場合に該当す

る場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項又は附則第18条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条の5 平成30年度以後\_\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の

る場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第17条の2第1項又は附則第18条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条の5 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の

選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2～15 略

16 法附則第15条の11第1項に規

定する市町村の条例で定める割合は、

3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2～15 略

16 法附則第15条の11第1項に規

定する市町村の条例で定める割合は、

3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対

して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割

の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年

して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

法律第77号) 第56条第1項の浸水  
被害防止区域内にあるときは、当該土  
地等の譲渡は、第1項又は第2項に規  
定する優良住宅地等のための譲渡又は  
確定優良住宅地等予定地のための譲渡  
に該当しないものとみなす。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書き、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第4条の4及び附則第5条の5の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の6の改正規定並びに附則第4条の5、附則第7条の2及び附則第15条の2の改正規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の矢板市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第4条の4の規定は、市民税の所得

割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）又は増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

矢板市都市計画税条例の一部改正について

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和35年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>（法附則第15条の11第1項の条例 で定める割合）</u></p> <p><u>4 法附則第15条の11第1項に規定 する市町村の条例で定める割合は、3 分の1とする。</u></p> <p><u>5～16 略</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4～15 略</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 野 尻 久美子

生年月日 [REDACTED]

議案第 5 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 永 井 裕 子

生年月日 [REDACTED]

議案第 6 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 大 野 文 子  
生年月日 [REDACTED]

議案第7号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 室 井 良 宣  
生年月日 [REDACTED]

議案第 8 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 八木澤 隆  
生年月日 [REDACTED]



議案第10号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 渡 辺 正 明  
生年月日 [REDACTED]

議案第 1 1 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 関 光 博

生年月日 [REDACTED]

議案第12号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 桑 原 雅 子  
生年月日 [REDACTED]

議案第 13 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 福 田 一 紀

生年月日 [REDACTED]

議案第14号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 塚 原 信 一  
生年月日 [REDACTED]

議案第15号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 渡 邊 貴 宣

生年月日 [REDACTED]

議案第16号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 加 藤 博 樹  
生年月日 [REDACTED]

議案第 17 号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 手 塚 みち子  
生年月日 [REDACTED]



議案第19号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

住 所 矢板市 [REDACTED]  
氏 名 石 塚 英 好  
生年月日 [REDACTED]

## 議案第20号

### 工事請負契約の締結について

下記工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

矢板市長 森 島 武 芳

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 矢板市乙畑市営住宅（低層）解体撤去工事                         |
| 2 契約の方式  | 条件付一般競争入札                                   |
| 3 契約金額   | 230,802,000円                                |
| 4 契約の相手方 | 栃木県矢板市本町12番6号<br>株式会社浜屋組<br>代表取締役社長 岩 見 高 士 |

議案第 2 1 号

市営土地改良事業について

矢板市石関地区の農村地域防災減災事業を市が行うため、土地改良法（昭和 24 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

## 市営土地改良事業概要書

### 1 事業目的

笹戸溜は、江戸時代に築造したため池で150年以上が経過し、現在は石関土地改良区がため池の管理を行っている。令和2年度に防災重点農業用ため池に指定され、令和3年度に劣化状況、豪雨・地震耐性調査を実施したところ、洪水吐処理能力不足や堤体高の不足、堤体下流法面の漏水、洪水吐施設や取水施設の老朽化が判明した。

このため、本事業により本施設の防災対策を行うことにより決壊を未然に防ぎ、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。

### 2 事業箇所及び現況

#### (1) 事業箇所 矢板市石関

#### (2) 現況

本地区は、栃木県矢板市の中心市街地より南へ約7Kmに位置し、山間部の谷あい広がる農業地帯であり、水稻を中心としている地域である。

地形勾配は1/100～1/20程度を有し、標高は185mであり、土壌は礫層土壌である。

年平均気温は13.7℃であり、年平均降水量は1,641mmである。

また、本地区は笹戸溜と地域内の湧水を水源とし、ため池直下流の2.2haをかんがいしている。

### 3 事業名称 市営土地改良事業（農村地域防災減災事業）

### 4 事業概要

#### (1) 事業規模等

・堤体盛土・遮水シート L=35.0m

・洪水吐・水路取壊し L=30.0m

・高木伐採・除根 N=7本

（ため池規模 堤長55.0m・堤高3.0m 貯水量3,000m<sup>3</sup>）

#### (2) 概算事業費

・57,000千円

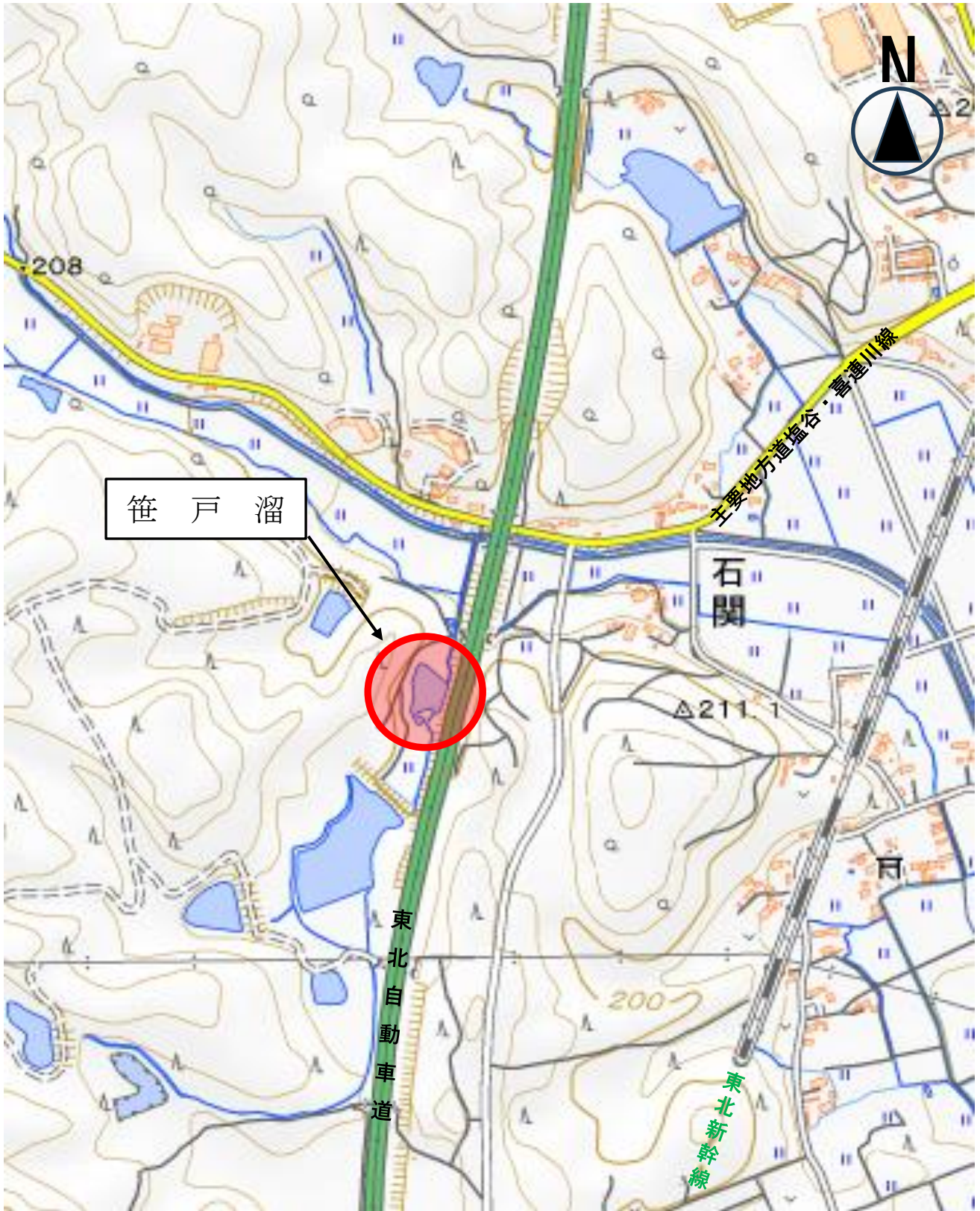
#### (3) 受益面積

・受益面積 2.2ha

### 5 計画概要図

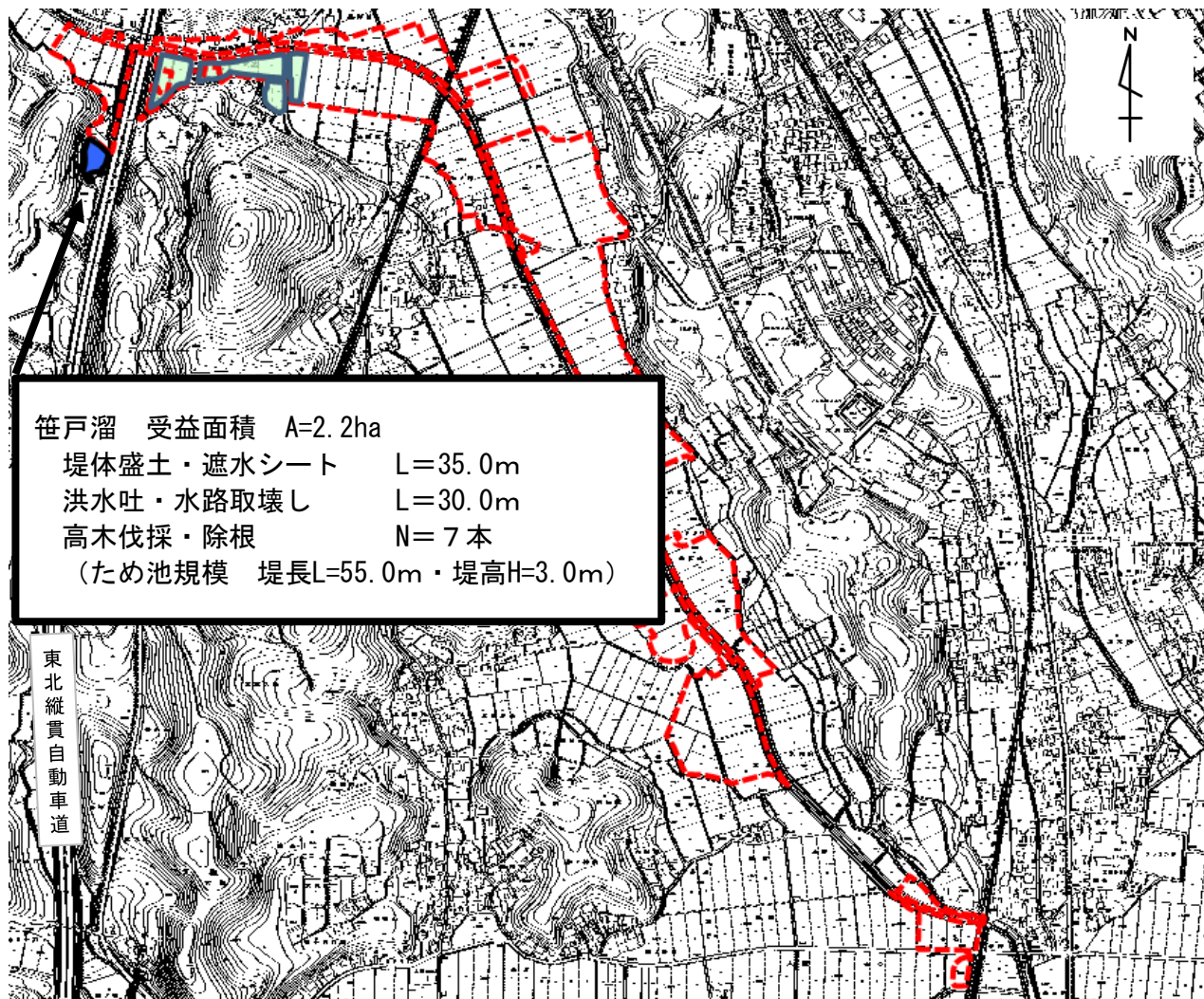
・別紙のとおり

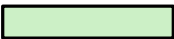


# 位置図



# 概 要 図

## 市営土地改良事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） 笹戸溜地区



凡 例	
	受益地
	ため池
	浸水想定区域

